

下関市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市行政手続条例の一部を改正する条例

下関市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市行政手続条例の一部を改正する条例

下関市行政手続条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p>
<p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がそ</p>	<p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がそ</p>

<p>の固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p>	<p>固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p>
<p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を<u>執らなければならない</u>。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接には<u>く奪</u>する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p>	<p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接には<u>剝奪</u>する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p>
<p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 市長等は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 市長等は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p>

<p>2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不</u></p>

	<p><u>特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 略</p>	<p>(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 略</p>
<p>(続行期日の指定) 第22条 略 2 略 3 <u>第15条第3項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)」</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>(続行期日の指定) 第22条 略 2 略 3 <u>第15条第3項及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>)」</u>と読み替えるものとする。</p>
<p>(聴聞の再開)</p>	<p>(聴聞の再開)</p>

<p>第25条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>かんがみ</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p>	<p>第25条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>鑑み</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p>
<p>(弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 市長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名<u>あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) 略</p>	<p>(弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 市長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名<u>宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) 略</p>
<p>(聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「<u>第1項</u>」とあるのは「<u>第28条</u>」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「<u>前条第1項</u>」とあるのは「<u>第28条</u>」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「<u>第29条において準用する第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「<u>第1項</u>」とあるのは「<u>第28条</u>」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、「<u>同項各号</u>」とあるのは「<u>同条各号</u>」と、第16条第1項中「<u>前条第1項</u>」とあるのは「<u>第28条</u>」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「<u>第29条において準用する第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日

以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

下関市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

下関市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

地方自治法等の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

別紙

下関市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(下関市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 下関市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(法第243条の2の8 <u>第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(法第243条の2の9 <u>第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(法第243条の2の7第1項の条例で定める額)</p> <p>第3条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(法第243条の2の8第1項の条例で定める額)</p> <p>第3条 法第243条の2の8第1項に規定する条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(下関市立豊田中央病院及び診療所の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 下関市立豊田中央病院及び診療所の設置等に関する条例(平成17年条例第183号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 適用施設にあつては、法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 適用施設にあつては、法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(下関市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 下関市水道事業等の設置等に関する条例(平成17年条例第303号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>

(下関市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 下関市モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成23年条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定によりボートレース事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定によりボートレース事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

学校医等の報酬の額を改定し、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
（費用弁償） 第8条 略 2・3 略 4 非常勤職員の費用弁償の支給方法は、 下関市職員等の旅費に関する条例（平成 17年条例第63号）の例による。				（費用弁償） 第8条 略 2・3 略 4 非常勤職員の費用弁償の支給方法は、 下関市職員等の旅費に関する条例（平成 17年条例第63号。 <u>以下「職員旅費条例」</u> <u>という。</u> ）の例による。			
別表（第2条、第3条、第5条、第6条、 第8条関係）				別表（第2条、第3条、第5条、第6条、 第8条関係）			
区分	報酬の額		費用 弁償 の額	区分	報酬の額		費用 弁償 の額
	単位	金額			単位	金額	
略	略	略	略	略	略	略	略
学校医	1 校 (園) につき 年額	<u>202,000円</u>	〃	学校医	1 校 (園) につき 年額	<u>213,000円</u>	〃
学校歯科 医	1 校 (園) につき 年額	<u>197,000円</u>	〃	学校歯科 医	1 校 (園) につき 年額	<u>213,000円</u>	〃
学校薬剤 師	1 校 (園) につき 年額	<u>105,000円</u>	〃	学校薬剤 師	1 校 (園) につき 年額	<u>113,000円</u>	〃

保育所嘱託医	1所につき年額	202,000円	〃
保育所嘱託歯科医	1所につき年額	197,000円	〃
略	略	略	略

備考 農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の月額による報酬及び年額による報酬は、併せて支給することができる。

保育所嘱託医	1所につき年額	213,000円	〃
保育所嘱託歯科医	1所につき年額	213,000円	〃
略	略	略	略

備考

- 1 同一の敷地内に2以上の学校がある場合には、これらの学校を1の学校とみなしてこの表を適用することができる。
- 2 農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の月額による報酬及び年額による報酬は、併せて支給することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

提案理由

職員の給与を改定し、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例で定める給与は、給料並びに管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例で定める給与は、給料並びに管理職手当、<u>初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。次条及び第31条において同じ。）</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条の2 次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて<u>初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給されている職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u>を支給する。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条の2 次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第一種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給されている職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第一種初任給調整手当</u>を支給す</p>

<p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>の支給について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>る。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第一種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第一種初任給調整手当</u>の支給について必要な事項は、<u>市規則</u>で定める。</p>
	<p><u>第10条の3</u> <u>新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち市規則の規定により決定する当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項及び第4項から第6項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあっては、市規則で定める額）並びにこれに第13条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を1曆年に係る勤務時間（その年の総日数から勤務時間条例第4条第1項及び第5条に規定する週休日並びに勤務時間条例第12条に規定する休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、市長が定める勤務時間をいう。第31条において同じ。）で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市規則で定める日まで</u></p>

	<p>の間、<u>第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>2 第二種初任給調整手当の月額</u>は、<u>市規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるものには、市規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</u></p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>61,000円</u>以内で市規則で定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>57,000円</u>以内で市規則で定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p><u>5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（市規則で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる</u></p>

<p>5 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間）に係る最初の<u>月</u>の市規則で定める日に支給する。</p> <p>6 略</p> <p>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（<u>自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月</u>）をいう。</p> <p>8 略</p>	<p><u>通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</u></p> <p>6 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間）に係る最初の<u>月</u>（<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、その翌月</u>）の市規則で定める日に支給する。</p> <p>7 略</p> <p>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（<u>自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月</u>）をいう。</p> <p>9 略</p>
<p>（宿日直手当）</p> <p>第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、5,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては22,500円（管理職手当の支給を受ける者（医療職給料表（二）の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）にあっては、13,500円））、<u>市規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,700円</u>）を宿日直手当として支給する。ただし、半日直勤</p>	<p>（宿日直手当）</p> <p>第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、5,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては22,500円（管理職手当の支給を受ける者（医療職給料表（二）の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）にあっては、13,500円））を宿日直手当として支給する。ただし、半日直勤務の場合にあっては、その勤務1回につき、2,700円（入院患者の病状の急変等に対</p>

<p>務の場合にあっては、その勤務1回につき、2,700円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の半日直勤務にあっては11,250円（管理職手当の支給を受ける者にあっては、6,750円）、<u>市規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う半日直勤務にあっては3,850円</u>）を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>処するための医師又は歯科医師の半日直勤務にあっては11,250円（管理職手当の支給を受ける者にあっては、6,750円）を支給する。</p> <p>2・3 略</p>
<p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第31条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の<u>月額</u>及び特殊勤務手当（夜間看護等手当を除く。以下この条において同じ。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1暦年に係る勤務時間<u>（その年の総日数から勤務時間条例第4条第1項及び第5条に規定する休日並びに同条例第12条に規定する休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、市長が定める勤務時間をいう。）</u>で除して得た額とする。ただし、給与の減額を行う場合及び市長が別に定める場合における勤務1時間当たりの給与額の算出には、特殊勤務手当の月額は算入しないものとする。</p>	<p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第31条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の<u>月額並びに初任給調整手当及び特殊勤務手当</u>（夜間看護等手当を除く。以下この条において同じ。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1暦年に係る勤務時間で除して得た額とする。ただし、給与の減額を行う場合及び市長が別に定める場合における勤務1時間当たりの給与額の算出には、特殊勤務手当の月額は算入しないものとする。</p>
<p>（退職者の給与）</p> <p>第33条 職員が、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病に<u>かかり</u>、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、<u>その</u>退職の期間中<u>これに</u>給与の全額を支給す</p>	<p>（退職者の給与）</p> <p>第33条 職員が、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病に<u>か</u><u>かった場合</u>（<u>同法の規定に基づき、地方公務員災害補償基金がこれを公務上の災害又は通勤による災害であると認定した</u></p>

る。	場合に限る。)において、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、 <u>市規則で定める</u> 休職の期間中、 <u>これに給与の全額を支給する。</u>
2～10 略	2～10 略

(下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 この条例で定める給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料並びに<u>初任給調整手当</u>、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 この条例で定める給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料並びに<u>初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第7条の2及び第18条において同じ。)</u>、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第18条 第9条から前条までに定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の<u>通勤手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給に</p>	<p>(初任給調整手当等の支給)</p> <p>第18条 <u>第7条の2及び第9条から前条までに定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当、通勤手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手</p>

<p>関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>当、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(基本報酬)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 パートタイム会計年度任用職員に支給する基本報酬の時間額は、フルタイム会計年度任用職員をパートタイム会計年度任用職員と同一の職務に従事させるために任用した場合に適用する給料月額に12を乗じ、その額を1暦年に係る勤務時間（給与条例第31条括弧書に規定する市長が定める勤務時間をいう。）で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。）とする。</p>	<p>(基本報酬)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 パートタイム会計年度任用職員に支給する基本報酬の時間額は、フルタイム会計年度任用職員をパートタイム会計年度任用職員と同一の職務に従事させるために任用した場合に適用する給料月額に12を乗じ、その額を1暦年に係る勤務時間（給与条例第10条の3第1項括弧書に規定する市長が定める勤務時間をいう。）で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。）（次項において「<u>特定額</u>」という。）とする。</p> <p>4 <u>特定額が給与条例第10条の3第1項に規定する基準額（以下この項において「<u>基準額</u>」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前3項の報酬の額に加算して支給する。</u></p> <p>(1) <u>月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額</u></p> <p>(2) <u>日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額</u></p>

<p>4 <u>前3項</u>の規定にかかわらず、任命権者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、パートタイム会計年度任用職員に支給する基本報酬の月額、日額又は時間額を別に定めることができる。</p>	<p>(3) <u>時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員</u> 時間額と特定額の差額を基準として規則で定める額</p> <p>5 <u>前各項</u>の規定にかかわらず、任命権者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、パートタイム会計年度任用職員に支給する基本報酬の月額、日額又は時間額を別に定めることができる。</p>
<p>(基本報酬の減額)</p> <p>第25条 パートタイム会計年度任用職員が勤務しない場合は、その勤務しないことにつき任命権者の承認があったときを除くほか、その勤務しない1時間につき、第23条第3項の規定により得られる基本報酬の時間額又は同条第4項の規定により定められた基本報酬の時間額（以下これらを「1時間当たりの基本報酬額」という。）を減額した基本報酬を支給する。</p>	<p>(基本報酬の減額)</p> <p>第25条 パートタイム会計年度任用職員が勤務しない場合は、その勤務しないことにつき任命権者の承認があったときを除くほか、その勤務しない1時間につき、第23条第3項の規定により得られる基本報酬の時間額（同条第4項の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）又は同条第5項の規定により定められた基本報酬の時間額（以下これらを「1時間当たりの基本報酬額」という。）を減額した基本報酬を支給する。</p>

（下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、<u>扶養手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第7条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、<u>第二種初任給調整手当</u>、<u>扶養手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第7条の3の規定による手当を含</p>

<p>休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>	<p>む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>
	<p><u>(第二種初任給調整手当)</u></p> <p><u>第3条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料の額について市長が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して市長が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p>

(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第305号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、<u>管理職手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、<u>管理職手当</u>、<u>第二種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>
	<p><u>(第二種初任給調整手当)</u></p>

	<p><u>第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p>
<p>（地域手当）</p> <p>第6条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して<u>公営企業管理者（以下「管理者」という。）</u>が定める地域に在勤する職員に支給する。</p>	<p>（地域手当）</p> <p>第6条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して<u>管理者</u>が定める地域に在勤する職員に支給する。</p>

（地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第5条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第10条 暫定再任用短時間勤務職員（附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。次条において同</p>	<p>附 則</p> <p>（下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第10条 暫定再任用短時間勤務職員（附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。次条において同</p>

<p>じ。)は、<u>第6条の規定による改正後の</u>下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「<u>新勤務時間条例</u>」という。）第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして<u>新勤務時間条例</u>の規定を適用する。</p>	<p>じ。)は、下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして<u>勤務時間条例</u>の規定を適用する。</p>
<p>（下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第11条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>第7条の規定による改正後の</u>下関市一般職の職員の給与に関する条例（以下「<u>新給与条例</u>」という。）第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（当該暫定再任用職員が育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。）をしている場合の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、<u>下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第7条並びに第20条第2項及び第6項の規定を適用する。</p>	<p>（下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第11条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される下関市一般職の職員の給与に関する条例（以下「<u>給与条例</u>」という。）第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（当該暫定再任用職員が育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。）をしている場合の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、<u>勤務時間条例</u>第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>給与条例</u>第7条並びに第20条第2項及び第6項の規定を適用する。</p>

<p>3 暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例第26条第3項</u>の規定を適用する。</p> <p>4 <u>新給与条例第29条第1項</u>の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項各号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>5 <u>新給与条例第11条及び第12条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>6 略</p>	<p>3 暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、<u>給与条例第10条の3第1項及び第26条第3項</u>の規定を適用する。</p> <p>4 <u>給与条例第29条第1項</u>の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項各号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>5 <u>給与条例第11条及び第12条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>6 略</p>
<p>(下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、<u>第9条の規定による改正後の</u>下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条及び第14条の規定は、適用しない。</p>	<p>(下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条及び第14条の規定は、適用しない。</p>
<p>(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第13条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、<u>第13条の規定による改正後の</u>下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条及び第17条の規定は、</p>	<p>(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第13条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条、<u>第7条</u>及び第17条の規定は、適用しない。</p>

適用しない。	
--------	--

(下関市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 下関市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(下関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、<u>第1条の規定による改正後</u>の下関市職員の育児休業等に関する条例（以下「<u>改正後</u>の育児休業条例」という。）第23条第2号の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、<u>改正後</u>の育児休業条例の規定を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>(下関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、下関市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第23条第2号の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、育児休業条例の規定を適用する。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(第二種初任給調整手当に関する経過措置)
- 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の下関市一般職の職員の給与に関する条例第10条の3第1項の規定の適用については、同項中「第13条」とあるのは、「第13条又は下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第87号）附則第5項」とする。
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
(下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(下関市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 下関市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第58号。以下「職員給与条例」という。)第4条、第6条、第10条、<u>第11条</u>及び第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する職員給与条例第7条及び第25条第2項並びに下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年条例第62号。以下「現業職員給与条例」という。)第20条の規定の適用については、職員給与条例第7条中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年条例第7号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「前条の規定にかかわらず、</p>	<p>(下関市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 下関市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第58号。以下「職員給与条例」という。)第4条、第6条、第10条<u>から第11条まで</u>及び第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(<u>企業職員である職員を除く。</u>以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する職員給与条例第7条及び第25条第2項並びに下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年条例第62号。以下「現業職員給与条例」という。)第20条の規定の適用については、職員給与条例第7条中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年条例第7号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」</p>

<p>同条の規定による給料月額」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員に係る勤務時間条例第3条第3項」とあるのは「当該任期付短時間勤務職員に係る勤務時間条例第3条第4項」と、職員給与条例第25条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、現業職員給与条例第20条中「地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員」とあるのは「下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第7号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。</p>	<p>とあるのは「前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員に係る勤務時間条例第3条第3項」とあるのは「当該任期付短時間勤務職員に係る勤務時間条例第3条第4項」と、職員給与条例第25条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、現業職員給与条例第20条中「地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員」とあるのは「下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第7号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。</p>
<p>（下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 企業職員給与条例第6条、<u>第7条</u>及び第17条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。</p>	<p>（下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 企業職員給与条例第6条及び第17条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。</p>

（下関市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

5 下関市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期</p>

<p>間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）第23条に規定する基本報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）第23条に規定する基本報酬の額（<u>同条第4項の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算前の額</u>））の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>
---	---

（下関市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 6 下関市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（療養休暇）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 任命権者は、30日を超えない範囲内において、必要最小限度の期間の療養休暇を与えることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、30日を超えて療養休暇を与えることができる。</p> <p>(1) 下関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第53号）第3条第2項の規定による<u>認定</u>の手続中の場合</p>	<p>（療養休暇）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 任命権者は、30日を超えない範囲内において、必要最小限度の期間の療養休暇を与えることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、30日を超えて療養休暇を与えることができる。</p> <p>(1) 下関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第53号）第3条第2項の規定による<u>認定（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者</u>にあっては同法の規定による認</p>

<p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 療養休暇については、給与条例第19条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない期間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は給与条例第23条第3項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。</p>	<p><u>定、山口県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例（平成18年山口県市町総合事務組合条例第36号）の適用を受ける者にあつては同条例の規定による認定）</u>の手続中の場合</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 療養休暇については、給与条例第19条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない期間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は給与条例第23条第3項の規定により得られる基本報酬の時間額（同条第4項の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）若しくは同条第5項の規定により定められた基本報酬の時間額を減額する。</p>
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 特別休暇のうち規則で定める休暇については、給与条例第19条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は給与条例第23条第3項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 特別休暇のうち規則で定める休暇については、給与条例第19条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は給与条例第23条第3項の規定により得られる基本報酬の時間額（同条第4項の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）若しくは同条第5項の規定により定められた基本報酬の時間額を減額する。</p>
<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第19条及び第25条の規定にかかわらず、その勤</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第19条及び第25条の規定にかかわらず、その勤</p>

<p>務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は給与条例第23条第3項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。</p>	<p>務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は給与条例第23条第3項の規定により得られる基本報酬の時間額（同条第4項の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）若しくは同条第5項の規定により定められた基本報酬の時間額を減額する。</p>
<p>(介護時間) 第17条 略 2 略 3 介護時間については、給与条例第19条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は給与条例第23条第3項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。</p>	<p>(介護時間) 第17条 略 2 略 3 介護時間については、給与条例第19条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は給与条例第23条第3項の規定により得られる基本報酬の時間額（同条第4項の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）若しくは同条第5項の規定により定められた基本報酬の時間額を減額する。</p>
<p>(組合休暇) 第18条 略 2～4 略 5 組合休暇については、給与条例第19条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は給与条例第23条第3項に規定する基本報酬の額を減額する。</p>	<p>(組合休暇) 第18条 略 2～4 略 5 組合休暇については、給与条例第19条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は給与条例第23条第3項の規定により得られる基本報酬の時間額（同条第4項の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）若しくは同条第5項の規定により定められた基本報酬の時間額を減額する。</p>

(下関市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

- 7 下関市職員の修学部分休業に関する条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(修学部分休業をしている職員の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しないときは、下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する管理職手当及び地域手当並びに<u>初任給調整手当</u>の月額の合計額に12を乗じ、その額を1暦年に係る勤務時間（その年の総日数から下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第45号）第4条第1項及び第5条に規定する週休日並びに同条例第12条に規定する休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、市長が定める勤務時間をいう。）で除して得た額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(修学部分休業をしている職員の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しないときは、下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する管理職手当及び地域手当並びに<u>初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）</u>の月額の合計額に12を乗じ、その額を1暦年に係る勤務時間（その年の総日数から下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第45号）第4条第1項及び第5条に規定する週休日並びに同条例第12条に規定する休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、市長が定める勤務時間をいう。）で除して得た額を減額した給与を支給する。</p>

(下関市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

- 8 下関市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(高齢者部分休業をしている職員の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受</p>	<p>(高齢者部分休業をしている職員の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受</p>

<p>けて勤務しないときは、下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する管理職手当及び地域手当並びに<u>初任給調整手当</u>の月額の合計額に12を乗じ、その額を1暦年に係る勤務時間（その年の総日数から下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第45号）第4条第1項及び第5条に規定する週休日並びに同条例第12条に規定する休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、市長が定める勤務時間をいう。）で除して得た額を減額した給与を支給する。</p>	<p>けて勤務しないときは、下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する管理職手当及び地域手当並びに<u>初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）</u>の月額の合計額に12を乗じ、その額を1暦年に係る勤務時間（その年の総日数から下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第45号）第4条第1項及び第5条に規定する週休日並びに同条例第12条に規定する休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、市長が定める勤務時間をいう。）で除して得た額を減額した給与を支給する。</p>
---	---

（下関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 9 下関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第25条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第19条第1項（当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与等条例第19条又は第25条）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第31条（当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員</p>	<p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第25条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第19条第1項（当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与等条例第19条又は第25条）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第31条に規定する勤務1時間当たりの<u>給与額</u>（当該職員が会計年度任用職員</p>

<p>給与等条例第20条又は第23条第3項)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>の場合にあっては、会計年度任用職員給与等条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は会計年度任用職員給与等条例第23条第3項の規定により得られる基本報酬の時間額(同条第4項の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)若しくは同条第5項の規定により定められた基本報酬の時間額)を減額して支給する。</p>
---	--

(下関市学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 10 下関市学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年条例第95号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(下関市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成17年条例第99号)第3条及び下関市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第58号)附則第7項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、その発令の日に受ける給料の月額に当該教職調整額の月額を加算した額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第8号)第23条に規定する基本報酬の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(下関市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成17年条例第99号)第3条及び下関市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第58号)附則第7項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、その発令の日に受ける給料の月額に当該教職調整額の月額を加算した額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第8号)第23条に規定する基本報酬の額(同条第4項の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算前の額))の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

対する地域手当の月額合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

る。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

下関市地方卸売市場唐戸市場業務条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市地方卸売市場唐戸市場業務条例等の一部を改正する条例

下関市地方卸売市場唐戸市場業務条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

卸売市場法等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市地方卸売市場唐戸市場業務条例等の一部を改正する条例

(下関市地方卸売市場唐戸市場業務条例の一部改正)

第1条 下関市地方卸売市場唐戸市場業務条例(令和2年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 市長は、市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p>
<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>第1項の規定により報告により市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>卸売業者から第1項の規定による報告を受けたときは、市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>4・5 略</p> <p><u>6 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第5条第2項の規定により公表され</u></p>

	<p><u>た指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>
--	--

(下関市地方卸売市場南風泊市場業務条例の一部改正)

第2条 下関市地方卸売市場南風泊市場業務条例（令和2年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 市長は、市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p>
<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>第1項の規定による報告により市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>卸売業者から第1項の規定による報告を受けたときは、市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>4・5 略</p> <p><u>6 市長は、次に掲げる事項をインターネ</u></p>

	<p><u>ットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第5条第2項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p>(2) <u>食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>
--	--

(下関市地方卸売市場特牛市場業務条例の一部改正)

第3条 下関市地方卸売市場特牛市場業務条例（令和2年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 市長は、市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p>
<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、第1項の規定による報告により市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p>	<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、卸売業者から第1項の規定による報告を受けたときは、市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p>

4・5 略	<p>る。</p> <p>4・5 略</p> <p><u>6 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第5条第2項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>
-------	--

(下関市地方卸売市場新下関市場業務条例の一部改正)

第4条 下関市地方卸売市場新下関市場業務条例(令和2年条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 市長は、市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p>
<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>第1項の規定による報告により市場における毎開場日の卸売予定数量</u></p>	<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>卸売業者から第1項の規定による報告を受けたときは、市場における</u></p>

<p>並びに卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p><u>6 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第5条第2項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

下関市豊田町道の駅蛍街道西ノ市の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市豊田町道の駅蛍街道西ノ市の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

下関市豊田町道の駅蛍街道西ノ市の設置等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市豊田町道の駅蛍街道西ノ市の入浴施設の利用に係る使用料を改定す
るため。

別紙

下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例（平成17年条例第230号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第12条関係） 入浴施設の利用に係る使用料		別表第1（第12条関係） 入浴施設の利用に係る使用料	
区分	使用料	区分	使用料
子供	1人につき <u>310円</u>	子供	1人につき <u>400円</u>
幼児	1人につき <u>50円</u>	幼児	1人につき <u>100円</u>
大人	1人につき <u>620円</u>	大人	1人につき <u>800円</u>
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

下関市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

下関市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため。

別紙

下関市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

下関市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（支給審査委員会の設置）</u></p> <p><u>第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、下関市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 支給審査委員会は、委員20人以内で組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。</u></p> <p><u>4 前2項に定めるもののほか、支給審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>
第17条 略	第18条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

下関市重度心身障害児養育手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市重度心身障害児養育手当支給条例の一部を改正する条例

下関市重度心身障害児養育手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

別紙

下関市重度心身障害児養育手当支給条例の一部を改正する条例

下関市重度心身障害児養育手当支給条例（平成17年条例第155号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、社会保障の理念に基づき、心身に障害のある児童（以下「児童」という。）<u>に</u>、心身障害児養育手当（以下「養育手当」という。）を支給することにより、児童の健全な育成を助長するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、社会保障の理念に基づき、心身に障害のある児童（以下「児童」という。）<u>について</u>、心身障害児養育手当（以下「養育手当」という。）を支給することにより、児童の健全な育成を助長するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「児童」とは、20歳未満の者で次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知的障害児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第15条</u>に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は市長の指定する知能判定機関（以下「知能判定機関等」という。）の判定を受けた者で、知的障害の程度が重度及び中度と判定されたもの</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「児童」とは、20歳未満の者で次の各号のいずれかに該当する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知的障害児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条</u>に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は市長の指定する知能判定機関（以下「知能判定機関等」という。）の判定を受けた者で、知的障害の程度が重度及び中度と判定されたもの</p> <p>2 略</p>
<p>(受給資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>

<p>3 市長は、<u>前項の申請</u>に基づき、養育手当の支給を決定する。</p>	<p>3 市長は、<u>前項の規定による申請</u>に基づき、養育手当の支給を決定する。</p>
<p>(受給権の消滅)</p> <p>第10条 児童が次の各号のいずれかに該当するときは、養育手当の受給権は消滅する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>心身障害の程度</u>が第2条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。</p> <p>2 保護者は、<u>児童</u>が前項各号のいずれかに該当し、養育手当の受給権が消滅したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(受給権の消滅)</p> <p>第10条 児童が次の各号のいずれかに該当するときは、養育手当の受給権は消滅する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。</p> <p>2 保護者は、<u>その監護する児童</u>が前項各号のいずれかに該当し、養育手当の受給権が消滅したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>(内容変更の届出)</p> <p>第11条 保護者は、保護者及び<u>児童</u>の氏名、住所等に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p>	<p>(内容変更の届出)</p> <p>第11条 保護者は、保護者及び<u>その監護する児童</u>の氏名、住所等に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p>
<p>(標準処理日数)</p> <p>第13条 市長は、第3条第3項の<u>決定</u>を、同条第2項の<u>申請</u>を受けてから14日以内にするよう努めなければならない。</p>	<p>(標準処理日数)</p> <p>第13条 市長は、第3条第3項の<u>規定による決定</u>を、同条第2項の<u>規定による申請</u>を受けてから14日以内にするよう努めなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例（平成17年条例第179号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p>第8条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p>第8条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p>
<p>（基礎賦課総額）</p>	<p>（基礎賦課総額）</p>

第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額

(第36条、第37条の2及び第37条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第42条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)

第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額

(第36条、第37条の2及び第37条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第42条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))並びに子ども・子育て支援法(平成24年法

の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ 略

(3) 略

律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ 略

(3) 略

<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第17条 第10条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第17条 第10条の基礎賦課額は、<u>67万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第18条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第36条、第37条の2及び第37条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第42条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において<u>同じ。</u>)</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第18条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第36条、第37条の2及び第37条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第42条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において<u>同じ。</u>)の額</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第21条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げ</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第21条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げ</p>

る世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の19に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略

2・3 略

る世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の19に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略

2・3 略

(介護納付金賦課総額)

第27条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第36条及び第37条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第42条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計にお

(介護納付金賦課総額)

第27条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第36条及び第37条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第42条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計にお

<p>いて負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において<u>同じ。</u>)</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>いて負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において<u>同じ。</u>)の額</p> <p>(2)・(3) 略</p>
	<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第31条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第36条及び第37条の2から第37条の4までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第42条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</u></p> <p><u>イ 第37条の4に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものと</u></p>

	<p><u>した場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p>(3) <u>当該年度における第42条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額</u></p>
	<p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額）</u></p> <p><u>第31条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p>

	<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第31条の4</u> 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
	<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p> <p><u>第31条の5</u> 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割</u> 子ども・子育て支援納付金賦課額から、<u>第31条の2第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額</u>（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の49に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) <u>被保険者均等割</u> 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) <u>18歳以上被保険者均等割</u> <u>第31条の</u></p>

2 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同
号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見
込額の合算額から同条第 1 号イに係る
同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除
した額を、当該年度の前年度及びその
直前の 2 か年度の各年度における 18 歳
以上被保険者の数等を勘案して算定し
た数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げ
る世帯の区分に応じ、それぞれアから
ウまでに定めるところにより算定した
額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の
世帯 子ども・子育て支援納付金賦
課額の保険料率の算定に係る額の
100分の19に相当する額を当該年度
の前年度及びその直前の 2 か年度の
各年度における被保険者が属する世
帯の数等を勘案して算定した数から
特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得
た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1
を乗じて得た数の合計数を控除した
数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところによ
り算定した額に 2 分の 1 を乗じて得
た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところ
により算定した額に 4 分の 3 を乗じ
て得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場
合において、小数点以下第 4 位未満の端
数又は 1 円未満の端数があるときは、こ
れを切り上げるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する保険料率を

	<p><u>決定したときは、速やかに告示しなければならない。</u></p>
	<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第31条の6 第31条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。</u></p>
<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第34条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る<u>第10条若しくは第19条の額</u>(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第28条の額又は第36条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に<u>定める額</u>、第37条の2第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に<u>定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に</u></p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第34条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る<u>第10条、第19条若しくは第31条の3の額</u>(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第28条の額又は第36条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に<u>定める額若しくは同条第5項各号に定める額</u>、第37条の2第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))</p>

それぞれ10分の5を乗じて得た額、第37条の2第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第37条の3第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第19条の額若しくは第28条の額又は第36条第1項各号に定める額、第37条の2第1項に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第37条の2第4項第1号に定める額、第37条の3第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号

に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第37条の3第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第37条の4第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第19条、第28条若しくは第31条の3の額又は第36条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第37条の2第1項に定める額、同条第5項に定める額、第37条の3第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第37条の4第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいず

<p>から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p>	<p>れかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p>
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第36条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第36条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金</p>

額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給

額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項

与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同

に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同

号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、305,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第21条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第30条」と読み替えるものとする。

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第21条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第30条」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第31条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区

分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあって

は、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額

が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

	<p><u>6 第31条の5第2項及び第3項の規定は、前項各号のアからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第37条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合の当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p>	<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第37条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項、第20条、第29条及び第31条の4並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合の当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p>

(未就学児の被保険者均等割額の減額)
第37条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この条において「未就学児」という。)がある場合(第4項に規定する場合を除く。)における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする。

2・3 略

4・5 略

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第21条第3項」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)
第37条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この条において「未就学児」という。)がある場合(第5項に規定する場合を除く。)における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする。

2・3 略

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第31条の5」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第31条の5第3項」と読み替えるものとする。

5・6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第36条第1項各号」とあるのは「第36条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第12条」とあるのは「第21条」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第21条第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・

	<p><u>子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第36条第1項各号」とあるのは「第36条第5項各号」と、「第12条」とあるのは「第31条の5」と、第6項中「第12条第3項」とあるのは「第31条の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(<u>出産被保険者の保険料の減額</u>)</p> <p>第37条の3 当該年度において、世帯に<u>出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）</u>がある場合（<u>第5項に規定する場合を除く。</u>）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、<u>第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。</u></p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則<u>第32条の10の2</u>に規定する場合には、出産の日。第43条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に</p>	<p>(<u>出産被保険者の保険料の減額</u>)</p> <p>第37条の3 当該年度において、世帯に<u>出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）</u>がある場合（<u>第6項に規定する場合を除く。</u>）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、<u>第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。</u></p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則<u>第32条の10の3</u>に規定する場合には、出産の日。第43条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に</p>

属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第31条の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項

5 当該年度において、第36条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条第2項」とあるのは「第

中「第12条第2項」とあるのは「第31条の5第2項」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第36条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1)・(2) 略

7 略

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第36条第1項各号」とあるのは「第36条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第36条第1項各号」とあるのは「第36

30条第2項」と読み替えるものとする。

条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第31条の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第36条第1項各号」とあるのは「第36条第5項各号」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第31条の5第2項」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第37条の4 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第31条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第36条第5項、第37条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10

	<p><u>項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>2 第31条の5第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><u>第37条の4</u> 略</p>	<p><u>第37条の5</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の下関市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

下関市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市介護保険条例の一部を改正する条例

下関市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市介護保険条例の一部を改正する条例

下関市介護保険条例（平成17年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p><u>12 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第15項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の</u></u></p>

	<p><u>2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。</u></p>
	<p><u>13 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 2 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア及び第 15 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。</u></p>
	<p><u>14 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者</u></p>

	<p><u>(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。)</u>の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定</u>」とあるのは、「<u>当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)</u>を控除して得た額を加えた額によるものとし、<u>租税特別措置法による特別控除</u>」とする。</p>
	<p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p>15 <u>第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項</u></p>

の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円

以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い下関市税条例（平成17年条例第88号）で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項

	<p><u>に規定する政令で定める基準に従い 下関市税条例で定める金額から同年 の合計所得金額を控除して得た額が 10万円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が 1,619,000円以上190万円未満であ り、かつ、地方税法第295条第3項 に規定する政令で定める基準に従い 下関市税条例で定める金額から同年 の合計所得金額を控除して得た額 が、65万円から、同年中の給与等の 収入金額から当該給与等の収入金額 を別表第5の給与等の金額として、 別表第5により当該金額に応じて求 めた別表第5の給与所得控除後の給 与等の金額を控除して得た額を控除 して得た額以下である場合</u></p>
	<p><u>16 第1号被保険者の令和8年度における 保険料率の算定についての第2条第1項 の規定の適用については、当該第1号被 保険者が前項第1号に掲げる者に該当 し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げ る者のいずれかに該当するときは、当該 第1号被保険者は、同年度分の地方税法 の規定による市町村民税が課されている 者とみなす。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律等の施行に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p><u>第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

(下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように

改正する。

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p><u>第21条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

（下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p><u>第11条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）</u></p>

	<p><u>第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市長が<u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 略</p>	<p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2)の2 児童福祉法施行規則第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市長が<u>前各号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 略</p>

<p>(母子支援員の資格)</p> <p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(母子支援員の資格)</p> <p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(5) 略</p>
--	---

(下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第14条 削除</p>	<p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p>第14条 <u>家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

(下関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 下関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>（児童対象性暴力等の防止）</u></p> <p><u>第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

（下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>第47条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（児童対象性暴力等の防止）</u></p> <p><u>第47条 指定児童発達支援事業者は、法第</u></p>

	<p><u>21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（準用） 第63条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、<u>第34条並びに第52条第2項を除く。</u>）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p>	<p>（準用） 第63条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、<u>第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。</u>）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p>
<p>（準用） 第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から<u>第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「をいう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「をいう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第83</u></p>	<p>（準用） 第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「をいう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「をいう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第83条」と、第26条第2項</p>

<p>条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用) 第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、<u>第48条から第51条まで</u>、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。</p>	<p>(準用) 第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。</p>
<p>(準用) 第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から<u>第46条まで</u>、<u>第48条から第51条まで</u>、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「をいう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支</p>	<p>(準用) 第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「をいう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅</p>

<p>援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。</p>	<p>訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「をいう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪</p>	<p>(準用)</p> <p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「をいう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当た</p>

問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

って訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第3条中下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条及び第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立本村小学校及び下関市立西山小学校を廃止し、新たに下関市立玄洋小学校を設置するため。

別紙

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
<u>下関市立本村 小学校</u>	<u>下関市彦島本村町三丁 目16番1号</u>	<u>下関市立玄洋 小学校</u>	<u>下関市彦島本村町二丁 目8番1号</u>
<u>下関市立西山 小学校</u>	<u>下関市彦島迫町五丁目 13番21号</u>		
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

提案理由

重要文化財旧下関英国領事館の休館日を変更するため。

別紙

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例（平成25年条例第170号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第5条 旧領事館の休館日は、<u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u>とする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 旧領事館の休館日は、<u>次のとおり</u>とする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。</p> <p>(1) <u>火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）</u></p> <p>(2) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

下関市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

有料公園施設に施設を加え、及び当該施設の使用料等を定め、並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

下関市都市公園条例（平成17年条例第289号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）		
1 略			1 略		
2 有料公園施設			2 有料公園施設		
所在する公園		有料公園施設の名称	所在する公園		有料公園施設の名称
名称	位置		名称	位置	
略	略	略	略	略	略
火の山公園	略	下関市火の山ユース ホステル 下関市営国民宿舎海 峡ビューしものせき 下関市満珠荘	火の山公園	略	下関市火の山ユース ホステル 下関市営国民宿舎海 峡ビューしものせき 下関市満珠荘 <u>火の山山頂展望台露 出コンセント</u>
略	略	略	略	略	略
乃木浜総合公園	略	乃木浜総合公園天然 芝グラウンド 乃木浜総合公園会議 室 乃木浜総合公園更衣 室 乃木浜総合公園第2 多目的グラウンド (照明設備) 乃木浜総合公園スト リートスポーツ広場 <u>乃木浜総合公園スト リートスポーツ広場</u>	乃木浜総合公園	略	乃木浜総合公園天然 芝グラウンド 乃木浜総合公園会議 室 乃木浜総合公園更衣 室 乃木浜総合公園第2 多目的グラウンド (照明設備) 乃木浜総合公園スト リートスポーツ広場

		<u>露出コンセント</u> 乃木浜総合公園庭球場 乃木浜総合公園人工芝グラウンド 乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場 乃木浜総合公園野球場
略	略	略

		乃木浜総合公園庭球場 乃木浜総合公園人工芝グラウンド 乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場 乃木浜総合公園野球場 <u>乃木浜総合公園露出コンセント</u>
略	略	略

別表第2（第7条関係）

有料公園及び有料公園施設の供用日又は供用時間

区分	名称	供用日	供用時間
略	略	略	略
有料公園施設			
	老の山野外ステージ	略	略
	略	略	略
	略	略	略
	乃木浜総合公園会議室 乃木浜総合公園更衣室 乃木浜総		略

別表第2（第7条関係）

有料公園及び有料公園施設の供用日又は供用時間

区分	名称	供用日	供用時間
略	略	略	略
有料公園施設	<u>火の山山頂展望台</u> <u>露出コンセント</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>	<u>午前0時から午後12時まで</u>
	老の山野外ステージ	略	略
	略	略	略
	略	略	略
	乃木浜総合公園会議室 乃木浜総合公園更衣室 乃木浜総		略

合公園ス トリート スポーツ 広場			合公園ス トリート スポーツ 広場		
<u>乃木浜総 合公園ス トリート スポーツ 広場露出 コンセン ト</u>			乃木浜総 合公園庭 球場		
乃木浜総 合公園人 工芝グラ ウンド			乃木浜総 合公園人 工芝グラ ウンド		
			<u>乃木浜総 合公園露 出コンセ ント</u>		
略	略	略	略	略	略

別表第3（第14条関係）

1～3 略

4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合

区分	名称	使用区分及び金額
略	略	略
有料公園	下関運動公園駐車場	略

別表第3（第14条関係）

1～3 略

4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合

区分	名称	使用区分及び金額
略	略	略
有料公園	下関運動公園駐車場	略

園 施 設			火の山山 頂展望台 露出コン セント	展望台に持 ち込む電気 器具1個当 たり1日に つき定格消 費電力1kW までごとに	210円	
	略	略		略	略	
	乃木浜総 合公園ス トリート スポーツ 広場露出 コンセン ト	広場に持ち 込む電気器 具1個当た り1日につ き定格消費 電力1kWま でごとに	210円			
	略	略		略	略	
	乃木浜総 合公園野 球場	略		略	略	
			乃木浜総 合公園露 出コンセ ント	公園に持ち 込む電気器 具1個当た り1日につ き定格消費 電力1kWま でごとに	210円	
	略	略		略	略	
	略	略	略			
	備考 略		備考 略			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(下関市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 下関市都市公園条例の一部を改正する条例（令和7年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中別表第1及び別表第2の改正規定を次の表のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
1 略				1 略			
2 有料公園施設				2 有料公園施設			
所在する公園		有料公園施設の名称		所在する公園		有料公園施設の名称	
名称	位置			名称	位置		
略	略	略		略	略	略	
火の山公園	略	下関市火の山ユース ホテル 下関市営国民宿舎海 峡ビューしものせき 下関市満珠荘 火の山山頂展望台露 出コンセント		火の山公園	略	下関市火の山ユース ホテル 下関市営国民宿舎海 峡ビューしものせき 下関市満珠荘 <u>火の山山麓キャンプ 場</u> 火の山山頂展望台露 出コンセント	
略	略	略		略	略	略	
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
有料公園及び有料公園施設の供用日又は 供用時間				有料公園及び有料公園施設の供用日又は 供用時間			
区分	名称	供用日	供用時間	区分	名称	供用日	供用時間
略	略	略	略	略	略	略	略
有料公園施設	火の山山頂展望台 露出コンセント	略	略	有料公園施設	<u>火の山山麓キャン プ場</u> 火の山山頂展望台 露出コンセント	略	略
	略	略	略		略	略	略

--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、 <u>第2条の規定は規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u>	1 この条例は、 <u>令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同日以後の規則で定める日から、次項の規定は公布の日から施行する。</u>

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、
所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下関市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第318号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主とし</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主とし</p>

て消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2)～(6) 略

4 略

て消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(5) 略

4 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた下関市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規

定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

下関市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市火災予防条例の一部を改正する条例

下関市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市火災予防条例の一部を改正する条例

下関市火災予防条例（平成17年条例第315号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウ</u></p>

	<p><u>ナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p>
<p><u>（サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2</u> サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p>	<p><u>（一般サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の3</u> <u>一般サウナ設備</u>（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p>
<p><u>（住宅における火災の予防の推進）</u></p> <p><u>第29条の7</u> 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する<u>住宅用防災機器</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>（住宅における火災の予防の推進）</u></p> <p><u>第29条の7</u> 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する<u>住宅用防災機器、感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p><u>（火を使用する設備等の設置の届出）</u></p>	<p><u>（火を使用する設備等の設置の届出）</u></p>

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) 略

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) 略

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	角島灯台公園	
指定 管 理 者	所 在 地	長門市油谷新別名字深田 7 3 2 番地 7
	名 称 及 び 代 表 者	有限会社中屋うに本舗 代表取締役 中 谷 清 正
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	

提案理由

角島灯台公園の指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市角島サイクルポート	
指定 管 理 者	所 在 地	下関市豊北町大字滝部 3 3 9 4 番地の 2
	名 称 及 び 代 表 者	豊北町むらおこし物産振興協同組合 代表理事 西 島 英 敏
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	

提案理由

下関市角島サイクルポートの指定管理者を指定するため。

包括外部監査契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により、本市議会の議決を求める。

記

- 1 契 約 の 目 的 地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定による監査及び同条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告
- 2 契 約 の 始 期 令和 8 年 4 月 1 日
- 3 契 約 の 金 額 1 1, 0 0 0, 0 0 0 円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、費用の一部を概算払できるものとする。
- 5 契 約 の 相 手 方 住 所 防府市惣社町 1 1 番 3 4 号 国分寺ヒルズ B 棟
3 号室
氏 名 藤 村 亮 平
資 格 弁 護 士

提案理由

包括外部監査契約を締結するため。

財産の譲与について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の譲与について

林業総合センターの事業用の建物として、下記のとおり財産を譲与する。

記

- 1 譲与する相手方 下関市豊田町大字中村 8 5 3 番地 1 3
山口県西部森林組合
代表理事 河 田 恒 雄
- 2 譲与する建物 下関市豊田町大字中村 8 5 3 番地 1
木造かわらぶき平家建
3 5 9 . 0 1 平方メートル

提案理由

林業総合センターの事業用の建物として、財産を譲与するため。

財産の譲与について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の譲与について

老人保健施設、訪問看護ステーション等の事業用の土地及び建物として、下記のとおり財産を譲与する。

記

- 1 譲与する相手方 山口市緑町 2 番 1 1 号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会
支部長 津 江 和 成
- 2 譲与する財産
土地 下関市豊浦町大字小串字石堂 1 0 0 0 7 番 3 ほか 3 筆
5 6, 0 3 5. 0 1 平方メートル（内訳別表のとおり。）
建物 下関市豊浦町大字小串字石堂 1 0 0 0 7 番地 3
鉄筋コンクリート造かわらぶき 2 階建
2, 5 4 5. 3 3 平方メートル

提案理由

老人保健施設、訪問看護ステーション等の事業用の土地及び建物として、財産を譲与するため。

別表

所在	面積 (㎡)
下関市豊浦町大字小串字石堂 1 0 0 0 7 番 3	1 4, 1 6 8. 2 3
〃 1 0 0 0 7 番 1 6 9	2 0 3. 0 0
〃 1 0 0 0 7 番 1 8 8	6, 4 9 4. 7 3
〃 1 0 0 0 7 番 1 8 9	3 5, 1 6 9. 0 5
合計	5 6, 0 3 5. 0 1

財産の譲与について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の譲与について

公私連携幼保連携型認定こども園の事業用の建物として、下記のとおり財産を譲与する。

記

- 1 譲与する相手方 下関市豊北町大字神田 1 8 9 2 番地
社会福祉法人三明会
理事長 田 中 義 道
- 2 譲与する建物 (1) 下関市豊北町大字滝部 2 9 9 2 番地 1
鉄筋コンクリート造平家建
9 2 8 . 6 8 平方メートル
(2) 下関市豊北町大字滝部 2 9 9 2 番地 1
鉄筋コンクリート造平家建
6 8 . 9 0 平方メートル

提案理由

公私連携幼保連携型認定こども園の事業用の建物として、財産を譲与するため。

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

令和 4 年 6 月 2 3 日可決議案第 7 2 号「安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 3, 7 5 7, 8 4 2, 4 7 2 円」を

「4 契 約 金 額 3, 7 5 7, 6 8 1, 4 7 2 円」に変更する。

提案理由

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約を一部変更するため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

火の山公園山頂芝生広場整備工事（その 2）につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市武久町一丁目 1 番 2 3 号

株式会社ジャパン特殊

代表取締役 富 田 和 男

2 工 事 名 火の山公園山頂芝生広場整備工事（その 2）

3 請 負 代 金 額 1 4 8 , 8 3 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市大字藤ヶ谷

提案理由

火の山公園山頂芝生広場整備工事（その 2）の請負契約締結のため。